

**Check Point** 不法投棄のチェックポイント

**Check Point** 捨てられやすい場所や時間は

- 1 不法投棄されやすい場所としては次のような場所が考えられます。
  - (1) 民家等がすぐ近くになく、周辺から見通しが悪い
  - (2) 主要道から少し入ったところで、大型ダンプが通れる道幅がある
  - (3) 高速道路のインターチェンジから近い など
- 2 捨てられやすい時間帯は、人目につくのを避けるため、夜間や早朝と考えられます。

**Check Point** 不法投棄につながるような周辺状況の変化は

次のような変化と考えられます。

- 突然大きな穴が掘られた
- 数日前から穴を掘るための重機がある
- 出入り場所に鉄板が敷かれた
- 昼間現場に人がいないが、毎日地形が変わっている
- 次のような深ダンプの通行状況等が見られる
  - (1) 一定の場所を多数の深ダンプが通過していく
  - (2) 会社名の表記がない
  - (3) ある場所に多数の深ダンプが集結している
  - (4) ナンバープレートが隠してある



**Check Point** 通報のポイントは

通報に当たっては次のようなポイントに留意してください。

- いつ頃からの話ですか？
- 捨てられている場所はどこですか？
- 捨てられた廃棄物は何ですか？
- 捨てた人は誰ですか？
- 車は何ですか？

**留意事項** 危険ですので写真を撮影したり、注意したりは絶対にしないでください。

● 通報先一覧 ●

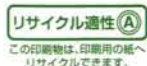
機関名	電話番号	所管区域
福 島 県 県北地方振興局 県民環境部環境課	TEL 024-521-7539 FAX 024-521-7975	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局 県民環境部環境課	TEL 024-935-1502 FAX 024-925-9026	須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局 県民環境部環境課	TEL 0248-23-1420 FAX 0248-23-1509	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地方振興局 県民環境部環境課	TEL 0242-29-3908 FAX 0242-29-5520	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局 県民環境部環境課	TEL 0241-62-2062 FAX 0241-62-5209	南会津郡
相双地方振興局 県民環境部環境課	TEL 0244-26-1237 FAX 0244-26-1120	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局 県民部県民生活課	TEL 0246-24-6203 FAX 0246-24-6228	
生活環境部不法投棄対策室	TEL 024-521-7259 FAX 024-521-7984	郡山市及びいわき市を除く県内全域
福島県警察本部生活安全部生活環境課	TEL 024-522-2151 または #9110	県内全域
郡山市生活環境部廃棄物対策課	TEL 024-924-3171 FAX 024-935-6790	郡山市
いわき市生活環境部廃棄物対策課	TEL 0246-22-7439 FAX 0246-22-7605	いわき市

お問い合わせ

福島県生活環境部不法投棄対策室

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 電話 024(521)7259 FAX 024(521)7984  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/recycle/> E-mail [fuhoutouki@pref.fukushima.jp](mailto:fuhoutouki@pref.fukushima.jp)

● このパンフレットは、福島県産業廃棄物税により作成しています。 ●



# 廃棄物の 不法投棄ゼロを 目指して! ゼロ

うつくしいふくしまの環境を  
未来の世代に継承するために



福島県 福島県警察本部

# 廃棄物の不法投棄は 絶対させない、許さない!

不法<sup>ゼロ</sup>投棄

## 不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規定に反して廃棄物を投棄することを「不法投棄」といいます。この規定は、産業廃棄物に限らず一般廃棄物を含めた全ての廃棄物に適用されます。

廃棄物を埋めることができる施設の設置は県等の許可が必要です。したがって、許可を得ずに廃棄物を穴を掘って埋めたり、大量のごみを山積みし処分する予定もなく放置していることは、たとえ自分の土地であっても不法投棄となる場合があります。

**罰則** 不法投棄を行った者は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。(法人にあっては3億円以下の罰金。未遂行為も対象となる。)

## 不法投棄がもたらす問題

### ① 環境汚染を引き起こします。

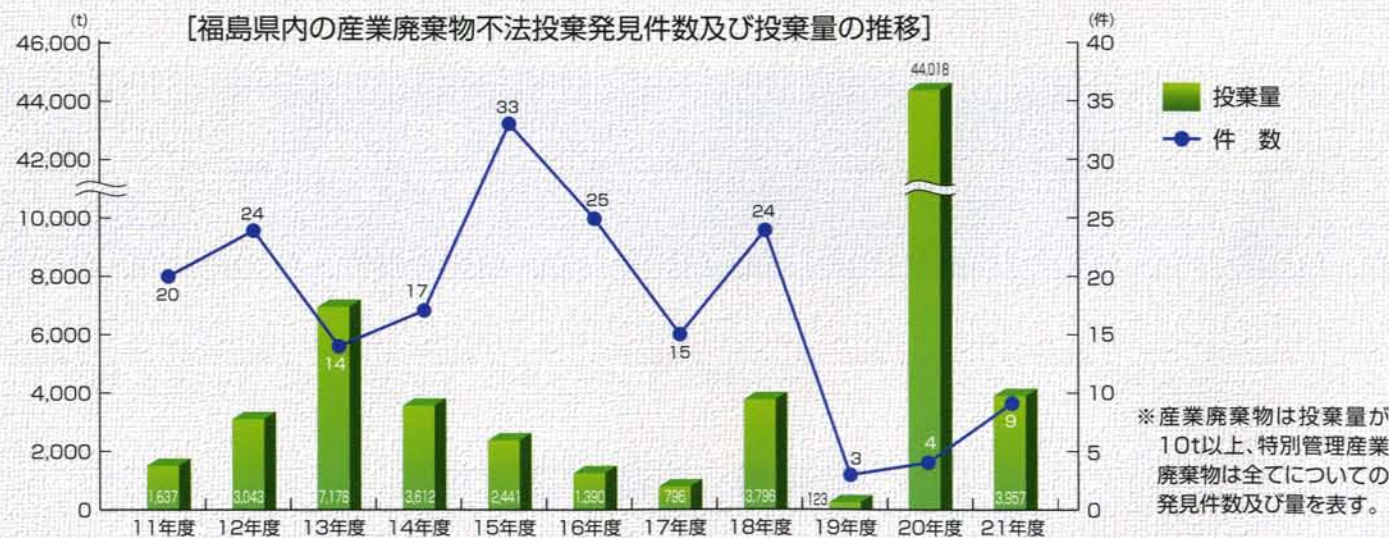
廃棄物の不法投棄は、様々な環境汚染を引き起こしますが、とりわけ産業廃棄物の不法投棄は、例えば廃棄物の山から有害物質が地中にしみ出し地下水を汚染する可能性があるなど、私たちの生活環境に大きな影響を与える憂慮すべき問題です。

### ② 原状回復には多大な費用が掛かります。

投棄された廃棄物を撤去して元の状態に回復させるには、初めから適正に処分するよりも、多大な費用と長期の時間を要し、経済的損失も計り知れないものとなります。

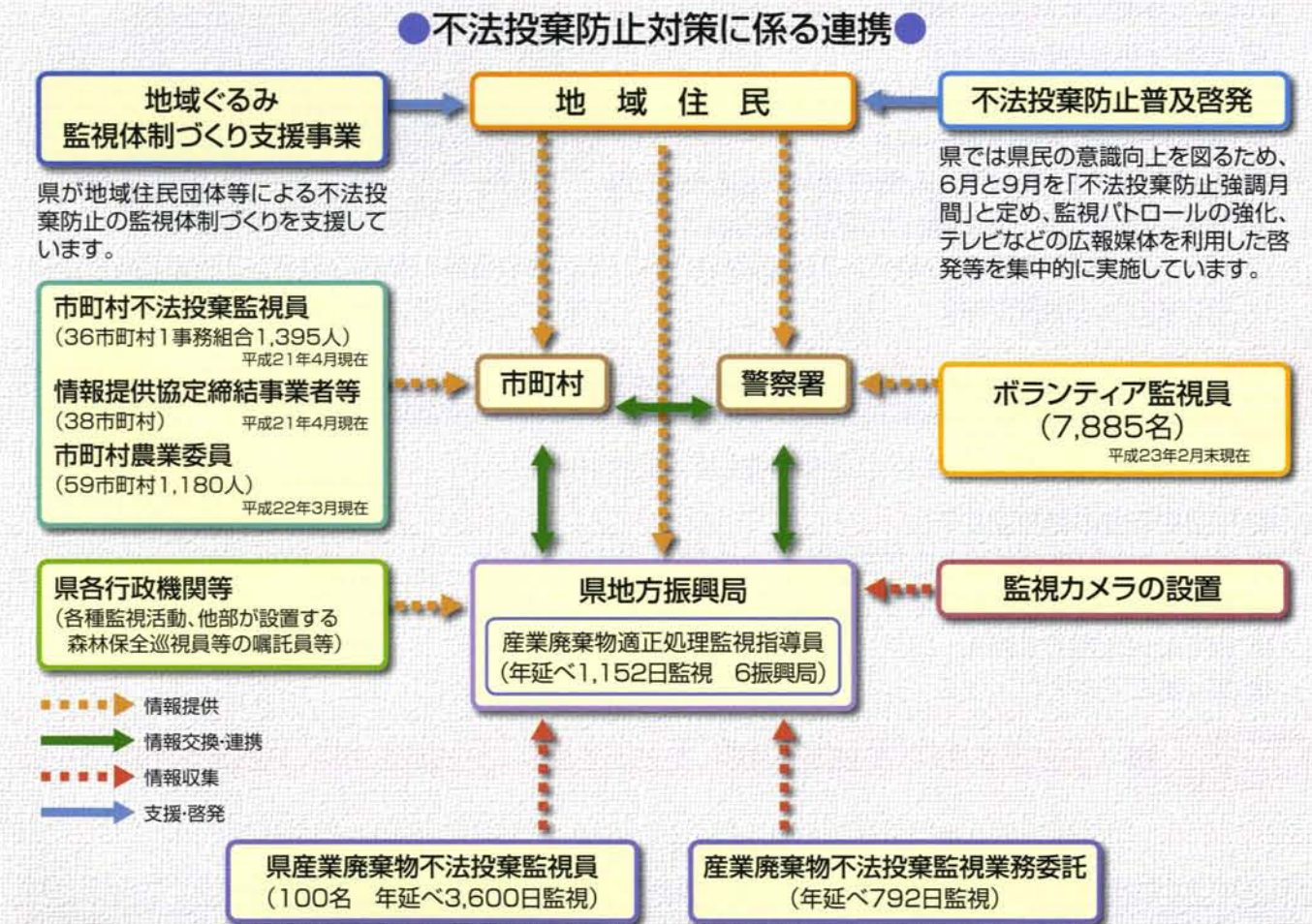
※県では、これまでに4件の不法投棄事件等に対して行政代執行を行っており、代執行費用は約27億8百万円となっております。

## 不法投棄の現状



## 不法投棄防止の取り組み

廃棄物の不法投棄を防止するためには、不法投棄されないこと、さらなる不法投棄を呼び込まないよう早期に発見すること、発見されたものは早期に対応することが重要です。そのため県では主に監視体制の強化と啓発を中心に取り組んでいます。



※産業廃棄物は県が、一般廃棄物は市町村がそれぞれ所管していますが、廃棄物の種類にかかわらず、通報を受けた機関が所管する機関に情報を提供する体制を構築しています。

## 不法投棄を見つけたら通報を

県や関係機関では、廃棄物の不法投棄を防止するため様々な取り組みを実施していますが、行政だけの対応には限界があることも事実です。

このため、県民一人ひとりが「廃棄物の不法投棄は絶対させない、許さない」という意識を持ち、県民総ぐるみで監視し、未然防止の環を広げていくことが必要です。

裏ページのチェックポイントの兆候が見られたら不法投棄の可能性があります。廃棄物を捨てる前、捨て始めの早期の段階でやめさせることが重要ですので、ためらわず県、市町村又は警察に通報してください。